

さんだクリーンサポーター設置要綱

(設置)

第1条 三田市をごみのない美しいまちとすることを旨とし、市民の環境美化意識の高揚を図るため、市民又は団体の環境美化活動の活性化を目的として、さんだクリーンサポーター（以下「クリーンサポーター」という）を設置する。

(クリーンサポーターの活動)

第2条 クリーンサポーターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) ごみの収集や市民啓発等の環境美化推進活動
- (2) 周辺環境の悪化を招く不法投棄等の事象の市への通報
- (3) 環境美化活動の推進に必要な研修への参加
- (4) 市内で実施される美化活動への協力
- (5) 全各号に掲げるもののほか、環境美化及び環境保全の為に必要な事項

(市の活動)

第3条 市は、クリーンサポーターの活動に対し次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市内で実施される美化活動について、クリーンサポーターへの情報発信
- (2) ごみ袋の支給や収集したごみの処分等クリーンサポーターが行なった活動に対する支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、クリーンサポーターの活動を推進するために必要な事項

(対象者)

第4条 クリーンサポーターに登録しようとするもの（以下「申請者」という。）は、市内において環境美化活動に取り組む個人又は団体とする。

(登録の申込み)

第5条 申請者が登録しようとする場合は、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する書類を市長に提出する。

- (1) 個人で申し込む場合 さんだクリーンサポーター個人登録申込書
- (2) 団体で申し込む場合 さんだクリーンサポーター団体登録申込書

(登録の取消し)

第6条 市長は、クリーンサポーターが次の各号に該当する場合は、当該クリーンサポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から取消しの申出があった場合
- (2) 第2条に規定する活動を行うことができなくなった場合
- (3) クリーンサポーターの地位を利用し、宗教及び政治活動等を行った場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨に反すると認められる行為があった場合

(個人情報の取扱い)

第7条 クリーンサポーターは、クリーンサポーター活動に関して知り得た個人情報を適正に管理し、クリーンサポーター活動推進以外の目的にこれを使用してはならない。

(様式)

第8条 この要綱に規定するさんだクリーンサポーター個人登録申込書、さんだクリーンサポーター団体登録申込書の様式は、別に市長が定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月12日から施行する。

(三田市環境美化推進員設置要綱の廃止)

- 2 三田市環境美化推進員設置要綱(平成7年4月25日)は、廃止する。